

半田市介護保険住宅改修費支給に関する同意書

入院・入所中の場合は、介護保険での住宅改修は認められず、住宅改修費の給付を受けることはできないこととなっておりますが、退院・退所後の自宅についてあらかじめ改修をしておくことが必要であるときに限り、改修工事を先に実施することができます。

また介護保険要介護認定申請中で「要介護状態区分」が決定していないが、早急に改修工事が必要なときは、改修工事を実施することができます。

ただし、この場合でも住宅改修費支給申請は退院・退所後および、「要介護状態区分」が確定してからとなります。

以下のような状況になった場合には、介護保険から給付を受けられなくなることに同意します。

- 1 入院・入所中に、死亡等により介護保険の資格を喪失された場合。
- 2 現在入院・入所中のところを退院・退所されても、自宅に戻らなかった場合。
(他の介護保険施設や病院等へ日を空けることなく入院・入所された場合)
- 3 要介護状態区分が非該当であった場合。

またその場合、全額実費となりますので、受領委任払いをご利用され住宅改修に伴う工事代金(利用者負担分)の支払いが終了していても、事業者に残りの工事代金(介護保険給付分)を支払うこととなりますのでご承知おきください。

年 月 日

住所

被保険者名